

出前講座のご案内



宮崎県消費生活センターでは消費者のみなさんが安心して消費生活を送れるよう、消費生活に関するお話をする「出前講座」を行っています。

消費者トラブルはとても身近です。出前講座を受講して「賢い消費者」になりましょう！

一般、高齢者の方に くらしの中の契約

契約の基礎知識、クーリング・オフ制度、悪質商法や特殊詐欺の手口とトラブル事例など、毎日の『くらし』の中にある『契約』についてお話しします。



見守りの方に 悪質業者から高齢者を守る

「くらしの中の契約」の内容に加え、高齢者があいやすい消費者トラブルの事例や、トラブルを未然に防ぐための気配り、目配りのポイントなどについてお話しします。



- 実施日時：原則として平日の9時から17時までのうち、1時間から1時間30分程度
- 対象人数：原則として10名以上
- 申込方法：ご希望の日程や内容について、消費生活センターへお問い合わせください。その後、申込書を提出していただきます。
- その他：申込書の様式は、消費生活センターホームページ（下記QRコード）からダウンロードできるほか、FAXやメールでお送りすることもできます。

⑨ 実施1ヶ月前までにお申し込み下さい。

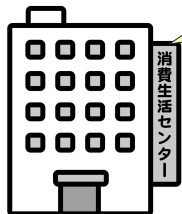
宮崎県消費生活センター

【申し込み方法】

まずはお電話下さい。

宮 崎 0985-32-7171
都城支所 0986-24-0998
延岡支所 0982-31-0998





消費生活センターには

どんな相談ができるの？

消費生活センターはくらしの中で生じる商品やサービスのトラブルに関する相談ができます。



どうやって相談すればいいの？

「188」もしくはお住まいの地域の消費生活相談窓口へ電話

複雑な相談の場合、
契約者本人が契約書面を持参して、
来所相談していただく場合があります。

- ・相談員の助言を元に契約者が交渉
- ・相談員から業者に連絡して交渉

解決

相談員の助言で
解決

解決しない場合
・無料弁護士相談会
・専門機関の紹介 等

弁護士

まずは電話でご相談ください

【受付時間：午前9時から午後4時30分まで】

宮崎県消費生活センター	0985-25-0999
// 都城支所	0986-24-0999
// 延岡支所	0982-31-0999

契約書など関係書類を手元に準備しておくで相談がスムーズです。

消費者ホットライン
(ナビダイヤルサービス)

お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)につながります。



い
1

や
8

や
8

